浦和特別支援学校体育施設開放規程

第１条　　目的

　この規程は、県立学校体育施設開放事業実施要領等の規定に基づき、広く県民の健康増進と体力の向上を図るため、本校の体育施設（校庭、体育館、プール）を地域住民のスポーツ活動の場の利用に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条　　開放日及び開放時間

　各施設毎に、別に定めるものする。

第３条　　利用者の範囲

（１）本校ＰＴＡ、障害者施設利用者、学童保育クラブ、スポーツ少年団等、県内在住者または在勤者で組織させている原則５名以上の団体とする。

（２）その他、校長が認めた団体。

第４条　利用の手続

　開放施設を利用する場合の手続きは次のとおりとする。

（１）利用者は、あらかじめ登録申請書に登録者名簿を添えて校長に提出し、登録証及び利用者証の交付を受けなければならない。

（２）登録証の交付を受けた者が、開放施設を利用しようとするときは、あらかじめ開放施設利用許可申請書に登録証を添えて校長に提出し、許可を受けなければならない。

（３）上記の他必要に応じ各施設毎に定められた手続きを行わなければならない。

第５条　使用料

　いずれの施設においても使用料は徴収しない。ただし、照明の利用に係る費用は、原則として利用者がこれを負担する。納入額等については、別に定める。

第６条　利用者の責務

（１）利用者は、施設・設備を使用する場合は、管理指導員の指揮・監督のもと、この規程並びに別に定める各施設毎の開放規程及び利用者心得を遵守し、事故防止及び施設設備の保全に努めなければならない。

（２）利用者は、施設設備・用具を損傷または亡失した場合は、その損害について賠償するものとする。

（３）利用中に生じた自己の責めに帰する事故に関する責任は、利用者が負うものとする。

（４）使用者は準備並びに使用後の整理･清掃について責任をもって行い、使用に際しては管理指導員または本校教職員の指示に従うものとする。

（５）利用者はスポーツ障害保険等に必ず加入するものとする。

第７条　管理指導員

　本事業を円滑に推進するために管理指導員を置く。

　管理指導員は、埼玉県教育委員会教育長が委嘱し、校長の指示により開放施設の管理保全及び利用者の指導にあたる。

　なお、プールにおいては管理指導員を監視員によみかえるものとする。監視員においては、原則として３名以上配置するものとする。

第８条　管理指導員の職務

（1）　施設の利用開始時の解錠並びに終了時の施錠
（2）　利用許可証の確認（監視員は利用者名簿の管理を含む）
（3）　利用者の安全管理指導
（4）　利用前後の施設設備及び火気の点検
（5）　利用後の清掃指導
（6）　管理指導日誌の記入及び押印
（7）　事故その他、異常事態が発生した場合の諸連絡
（8）　監視員においては、水温・気温測定及び水質検査
（9）　その他必要な事項

第９条　　利用の取消

前項の規定に基づき使用の許可を受けた場合でも、校長は緊急の必要が生じた場合または、次にあげる事項のいずれか一つに該当する場合は、利用を取り消すことができる。

（1）利用者が、この規定および利用者心得に違反し、または管理指導員の指示に従わないとき。
（2）利用者が、開放施設を許可した目的以外に利用したとき。
（3）学校教育上または施設の管理上支障が生じたとき
（4）その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

第１０条　利用者心得

（1）施設利用時は、必ず利用許可証を管理指導員に提示すること。また、利用者は利用者証または個人登録証を携帯するとともに、当該職員の求めに応じて提示すること。
（2）利用許可を受けた施設以外は、絶対に立ち入らないこと。
（3）指示された場所以外では、飲食しないこと。校内での飲酒・喫煙は厳禁とする。
（4）利用後は必ず清掃し、施設設備・用具等の整理整頓に努め、管理指導員の点検を受けること。
（5）施設設備・用具を破損した場合は、必ず管理指導員に報告し、その指示を受けること。
（6）利用許可書を他人に譲渡又は転貸しないこと。
（7）指定された場所以外には、自転車、バイク、自動車等を乗り入れ、または駐車しないこと。
（8）本校の電話の利用及び呼出は、原則として行わないこと。
（9）各施設毎の利用者心得の記載事項を守ること。
(10) ごみは必ず持ち帰ること。
(11) その他管理指導員の指示を従うこと。

付　則

本規程は、平成１１年４月１日から施行する。
本規程は、平成２４年２月１日から施行する。
本規程は、平成３１年４月１日から施行する。